

2026 年 7 月 9 日
株式会社静岡銀行

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローン市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価機関（日本格付研究所、格付投資情報センターなど）による評価取得を確認の上、投融資を行います
- ・外部評価を取得していない場合、上記国際原則・政府指針に適合していることを外部評価機関より予め評価を受けた当行独自のフレームワークに適合しているかをコーポレートサポート部と信用サポート部にて確認の上、グリーンローンとして投融資を行います

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（環境省）
- ・EU グリーンボンドスタンダード（欧州委員会）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価を受けているグリーンボンドに投資します

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローン市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価機関（日本格付研究所、格付投資情報センターなど）による評価取得を確認の上、投融資を行います
- ・外部評価を取得していない場合、上記国際原則・政府指針に適合していることを外部評価機関より予め評価を受けた当行独自のフレームワークに適合しているかをコーポレートサポート部と信用サポート部にて確認の上、サステナビリティ・リンク・ローンとして投融資を行います

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資します

5. トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価機関による適合性の評価を受けていることを確認し、投融資します

Ⅱ. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・ ポジティブ・インパクト金融原則（国連環境計画金融イニシアティブ、UNEP FI）
- ・ インパクトファイナンスの基本的考え方（ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース）
- ・ 気候変動対応に紐づく KPI が設定されているもの
- ・ 投融資の実行期間中、年に一回以上、KPI の達成度合いの報告を投融資先より受けることを条件としているもの

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 上記（1）の基準については、経営企画部にて定めております
- ・ 静岡経済研究所が評価書を作成した上で、外部評価機関（日本格付研究所、格付投資情報センター）の第三者意見書をコーポレートサポート部と信用サポート部で確認の上、投融資を行います

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

次のいずれかに該当し、環境に対するネガティブな影響に対処している投融資であること

- ・ 再生可能エネルギー関連プロジェクト（太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電施設など）への投融資
- ・ 認証取得済みのグリーンビル向け融資

- ・以下の物件を対象とする投融資（※）
 - ZEH（ZEH、Nealy ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented、ZEH⁺、次世代 ZEH⁺など）および ZEH 水準を満たす住宅
 - ZEH-M（ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented など）および ZEH-M 水準を満たす住宅
 - ZEB（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented など）および ZEB 水準を満たすビル
 - 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、エネルギー消費性能 3 つ星以上かつ断熱性能における等級 5 以上の住宅等
 - 住宅性能表示制度において、断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上の住宅等
 - 低炭素住宅
 - 長期優良住宅（2022 年 10 月の認定基準改正以降の認定）
 - LCCM 住宅
 - ・環境省の利子補給事業または補助金事業を活用した環境関連融資（※）
 - ・経済産業省の利子補給事業または補助金事業を活用した環境関連融資（※）
 - ・地方自治体の利子補給事業または補助金事業を活用した環境関連融資（※）
- （※）グリーンローン原則等に定めるグリーンプロジェクトに該当するものに限る

（2）上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記（1）の基準については、経営企画部にて定めております
- ・投融資にかかる当該基準への適合性については、投融資を行うフロント部門（営業店、東京営業部、ストラクチャードファイナンス部等）が確認するとともに、投融資の内容に応じて本部（信用サポート部、コーポレートサポート部、ライフプランサポート部）が確認します

3. 類型その 3

（1）対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

融資先の脱炭素化に向けた取組みを促進することを目的とした当行独自の融資商品。融資先の温室効果ガス排出量の削減目標をコベナントとして設定し、融資期間満了までの期間内において融資先の事業年度に沿って毎年1回モニタリング（コベナント判定）を行い目標達成状況を確認します。目標達成時には金利優遇を行い融資先にインセンティブを発生させることで融資先の気候変動対応に資する取組みを促進する仕組みとしています

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 上記（１）の基準については、経営企画部にて定めております
- ・ 投融資に係る当該基準への適合性については、フロント部門（営業店、東京営業部、コーポレートサポート部等）が確認するとともに、投融資の内容に応じて本部（信用サポート部）が確認します

以 上

2026 年 7 月 9 日

わが国の気候変動対応に資する投融資残高

2026 年 3 月末基準 3,442 億円

以上